

---

# 令和2年4月13日 部長会議

---

**開催日時** 令和2年4月13日(月) 午前9時35分から午前9時55分まで

**開催場所** 全員協議会室

**出席者** 市長、副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(公社担当)兼危機管理監、総合政策部理事(草津市未来研究所・経営戦略担当)、総務部長(兼法令遵守監)、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

**欠席者** なし

**議事概要** 下記のとおり

## 1. 市長訓示

---

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、小・中学校、幼稚園、子ども園の休校・休園、公共施設の休館、イベント・行事の中止や延期、活動の自粛等、市民の皆様に御協力いただいている。国においては、緊急経済対策に係る補正予算、また、県においても、4月中には補正予算を組まれるとのことなので、関係部局においては情報収集に努めていただき、草津市の補正予算の編成について、遺漏のないようお願いしたい。

4月11日(土)に大津市の職員が感染したという発表があった。本市においても市民サービスの窓口があるため、感染防止をしっかりとできるようにお願いしたい。総務部の方でも、さらなる感染防止、窓口対策について検討いただいているため、職員の皆さんには私生活においても外出自粛等、自らが感染しない対応をお願いしたい。

・今月6日から15日までの10日間、春の交通安全運動が実施されている。

今年の運動の重点項目は、「子どもを始めとする歩行者の安全の確保」「高齢運転者等の安全運転の励行」「自転車の安全利用の促進」となっている。

草津市においては、特に公用自動車での事故が、毎年数十件起こっており、昨年度も物損で損害賠償に至らないケースが多いが、30件発生している。今一度、私生活を含めて交通事故を起こさないように、また、交通ルールを守って、市民の模範となるような安全運転を徹底していただくようお願いしたい。

## 2. 審議事項

---

### (1)草津市多文化共生推進プランの策定について

【資料:審1-論点整理資料、審1-1~3】

【まちづくり協働部長から資料に基づき説明】

・【審1-論点整理資料】本市の外国人住民は昨年度末時点で、2,950人であり、資料には記載していないが、平成28年度末の1,935人と比較すると、この3年間で1.5倍増加している。

また、在留資格別に見ると、草津市では留学生が多いが、近年では技能実習生など就労目的で在留される方も増えており、外国人住民の滞在の長期化・定住化が進んでいるものと考えている。

これらの状況を踏まえて、今年度、多文化共生施策の推進に関する計画となる、多文化共生推進プランを策定する。

・【審1-1】スケジュールについてだが、外部委員会となる、多文化共生推進プラン策定検討委員会を今年中に4回開催したいと考えており、その後、パブリックコメントを進めていきたい。また、内容の検討段

階においては、直接、外国人住民との意見交換の場を設けていく予定である。

- ・【審1-論点整理資料】策定にあたっては、国が示している「地域における多文化推進プランについて」や今年3月に滋賀県で改定された、「第2次滋賀県多文化共生推進プラン」を踏まえて、コミュニケーション支援、生活支援および多文化共生の地域づくりの3つを柱とした草津市のプランを策定したいと考えている。
- ・附属機関である、多文化共生推進プラン策定検討委員会については、学識経験者、国際交流団体か選出された者等、記載の委員資格者による、10名の委員で構成したいと考えている。
- ・当該プランの計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を予定している。

#### 【主な質疑・意見】

- ・健康福祉部で今年度、地域福祉計画の改訂を予定しており、今回は地域共生社会という大きなテーマになってくるため、その中で外国人の支援というのも項目として考えられるため、健康福祉政策課と連携をしていただき、両計画が整合の図れるものとなるようお願いしたい。  
また、健幸都市の関係で、議会の一般質問のなかでも、多文化共生と健幸都市の関係が取り上げられており、これについては、整理が必要だが、また、健康福祉政策課から調整に伺うのでよろしく願いたい。  
→多文化共生となると、福祉の分野はもちろん、教育や人権等、広い範囲になるため、関係部・課と調整させていただきたいと考えているのでよろしく願いたい。
- ・【審1-論点整理資料】外国人住民へのヒアリングとあるが、どれくらいの規模や範囲でされるのか。  
→既に日本語広場ということで、外国人住民の方が日本語を学ぶ機会が多いため、そういった機会を利用して、外国人住民の方の直接の声を定期的に聞くことで、意見照会等を反映していきたいと考えている。
- ・消防関係では、通訳等されている方もおられるため、実際に社会貢献されている方の意見を聞いていただく場面があると、活かされるのではないかと思うので、そういった機会を加えていただきたい。

#### 【結論】

審議了とする。

### 3. 重要報告

#### (1) 庁議および市政戦略会議の運営方針の改訂について

【資料:報1-1、2】

##### 【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・【報1-1】庁議および市政戦略会議の運営方針の改訂について、主な改訂内容は次のとおり。
  - ①、②計画策定の初回の付議に添付する資料については、様式(参考4)を活用いただき、論点整理資料の添付を省略する。
  - ③中間協議以降に関係部課との調整をされますと、中間協議の意味がなくなってしまうため、必ず中間協議までに関係部・課との調整を済ませていただきたい。
  - ④中間協議において、庁内照会の結果と対応についての資料の添付をよろしくお願いいたします。
  - ⑤中間協議、パブコメ実施、パブコメ結果の付議においては、従来、計画概要の添付を必須としているが、概要版を作成しない場合においては添付を必須としない。
  - ⑥草津市情報化推進委員会と令和2年度国勢調査草津市実施本部を新たに本部会議等設置一覧に追加した。

## (2)今年度における計画策定に係る庁議および議会への一括報告について

【資料:報2-1、2】

### 【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・計画策定の策定方針等の最初の庁議付議に限り、議会報告も含めて【報 2-1】、【報 2-2】の一覧表により一括で総合政策部から報告させていただく。
- ・【報 2-2】には、中間見直しや計画期間の終了に伴う改訂などではない新規の計画など、策定の趣旨や、議会への詳細な説明が必要と考えられる計画を挙げており、これらの計画については、一括での報告は行わず、各部より別途付議いただく。

## 4. その他

### 【まちづくり協働部長より】

・現在、広報紙をはじめ、月2回、全戸配布物を各町内会長の指定する場所に届けている。

多くの町内会の運営方法を確認すると、町内会の組長・班長が寄って必要部数の仕分けを行っており、そういった機会が月2回発生している。

5月に配布する内容を確認すると、5月1日号は、休校・休館のお知らせが多く、難しいが5月15日号の内容は集約できる可能性があることがわかったため、町内会長の御意見を踏まえて、行政事務委嘱する業務にあっては、人が寄る機会を減らす方向で現在、検討最終段階に入っている。

期間が延びると、全戸配布物の調整等、難しい問題も生じてくるが、実施できるところから実施していきたいという思いで、総合政策部と調整しているところである。

### このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp